

経営Q&A

回答者

日本行政書士会連合会

国際・企業経營業務部 企業支援部門

石原 静

行政書士による新型コロナウイルスで影響を受ける事業者の皆様への支援

～③「ものづくり補助金」申請のポイント～

Question

当社は、レジシステムの部品製造を主要業務とする中小事業者です。昨年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、非接触型レジの導入ニーズが高まっています。しかしながら革新的な製品の開発には多額の設備投資が必要です。「ものづくり補助金」という制度があるそうですが、当社もこの補助金を利用できる可能性があるでしょうか。その概要や、一般的な申請のプロセスを教えてくださいませんか。

Answer

「ものづくり補助金」は、正式には「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」といい、中小企業等が経営革新のための設備投資に使える国の補助金です。令和元年度の補助予算から措置され、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」という）が実施しており、現在は第9次締切の公募期間中です。

主な申請要件として、①事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加、②給与支給総額を年率平均1.5%以上増加、③事業場内最低賃金を+30円以上の水準にする等があり、かつ、これを従業員に表明する必要があります。上記の申請要件を満たす事業者の皆様には、この補助金を申請できる可能性があります。とくに、物理的な対人接触を減じることに資する製品・サービスの開発には、部品開発を含め、「低感染リスク型ビジネス枠」で応募することができます。ただし手続きを行えば自動的に補助金が受けられるものではなく、要件を充足していることがわかる、しっかりとした事業計画の策定と、その計画に沿った実際の取り組みが必要となり、審査の上で採択が決定されます。

なお申請方法は、電子申請システムのみとなります。申請には、G Biz ID プライムアカウントの取得が必要です。この発行には一定期間を要しますので、早めのID申請をお勧めします。

はじめに

新型コロナウイルスは、事業者の皆様にも、急速な社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換を促しました。こうした中、中小企業庁が推進する生産性革命推進事業には、「ものづくり補助金」「持続化補助金」「IT 導入補助金」の3つの補助事業が用意されています。小稿では「ものづくり補助金」を含めた、生産性革命推進事業の概要をご紹介します。次に「ものづくり補助金」についてご説明します。

行政書士はこの「ものづくり補助金」をはじめ、官公署に提出する書類（他の法律で定められているものを除く）を、有償で作成することができる唯一の国家資格者です。お近くの行政書士は、次のWEB サイトから検索して頂くことができます。

➡ 行政書士会員検索：<https://www.gyosei.or.jp/members-search/>

生産性革命推進事業の概要 *一般型について

生産性革命推進事業の支援内容、補助上限および補助率、申請締切は次の通りです。なお、ここでは最も申請の多い「一般型」のみを簡略記載していますので、他の類型や、詳細については最後にご紹介するWEB サイトでご確認ください。

1) 支援内容

① ものづくり補助金	新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等
② 持続化補助金	小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組
③ IT 導入補助金	IT ツール導入による業務効率化等

2) 補助上限および補助率

		補助上限	補助率
① ものづくり補助金	通常枠	1,000 万円	中小企業 1/2
	低感染リスク型ビジネス枠		小規模事業者 2/3
② 持続化補助金	通常枠	50 万円	2/3
	低感染リスク型ビジネス枠	100 万円	3/4
③ IT 導入補助金	通常枠	450 万円	1/2
	低感染リスク型ビジネス枠		2/3

3) 申請締切 *下記の締切後も、申請受付は継続される見込みです

① ものづくり補助金	令和 4 年 2 月 8 日（火） *9 次締切
② 持続化補助金	<通常枠>：令和 4 年 2 月 4 日（金） *7 次締切
	<低感染リスク型ビジネス枠>：令和 4 年 1 月 12 日（水） *5 次締切
③ IT 導入補助金	令和 3 年 12 月中予定 *5 次締切

【ものづくり補助金】申請に向けた準備/要件確認

※ここからは生産性革命推進事業の中から「ものづくり補助金」についてご紹介します。
ものづくり補助金の申請に向けて、まずは準備を行うとともに、要件を確認します。

準備（１） 電子申請の準備（G Biz ID プライムアカウントの準備）

申請は電子申請システムで行います。これには「G Biz ID プライムアカウント」が必要となり、アカウントの発行には一定の時間（少なくとも 1 週間程度）が必要です。

※G Biz ID プライムアカウントの WEB サイト ➡ <https://gbiz-id.go.jp/top/>

□アカウント発行に際し、必要なものは次の通りです。

- 事業者の基本情報を記した申請書
- 印鑑証明書
- SMS を受信できる端末（携帯電話、スマートフォン）の電話番号

準備（２） 事業計画の策定準備

補助金の審査は、事業計画を基に行われます。採択されるためには、下記の要件をすべて満たす事業計画を策定し、翌年度から 3～5 年の間にこの目標値を達成する計画とすることが必要です。そのため、入念な準備を始められることをお勧めします。

★要件：以下の要件をすべて満たすこと

要件①：付加価値額 (= 営業利益 + 人件費 + 減価償却費)	+3%以上 / 年
要件②：給与支給総額 (= 全従業員への給料、賃金、賞与、役員報酬等)	+1.5%以上 / 年
要件③：事業場内最低賃金	地域別最低賃金 +30 円

★ポイント：革新性や事業性について十分考慮された事業計画であること

準備（３） 従業員への表明

上記（２）で準備をした事業計画は、従業員に表明する必要があります。

※注意：交付後に表明していないことが発覚した場合は、補助金額の返還が求められます。

準備（４） 見積書の取得

採択後、交付申請手続きの際には、本事業における発注先の選定にあたって、入手価格の妥当性を証明できるよう見積書を取得する必要があります（単価 50 万円以上の物件等については相見積をとることが必要）。については、円滑に事業を開始できるよう、準備段階から予め見積書を取得しておくことをお勧めします。

【ものづくり補助金】補助対象の経費

「ものづくり補助金」は、事業の対象として明確に区分できる、以下の経費です。そこで、補助対象の範囲について確認をしておきます。

※金額等はすべて、税抜きです。

1) 対象経費の区分

対象経費	上限額
機械装置/システム構築費	
技術導入費	補助対象経費総額の3分の1
専門家経費	補助対象経費総額の2分の1
運搬費	
クラウドサービス利用費	
原材料費	
外注費	補助対象経費総額の2分の1
知的財産権等関連経費	補助対象経費総額の3分の1
広告宣伝・販売促進費 (低感染リスク型ビジネス枠のみ)	補助対象経費総額の3分の1

2) 補助対象経費全般にわたる主な留意事項

- 単価 50 万円以上の機械装置等の設備投資が必要
- 機械装置/システム構築費以外の経費は総額で 500 万円までが補助上限額
- 対象経費は、交付決定を受けた日付以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限り
- 採択後、交付申請手続きの際には、見積書の取得が必要 *前頁「準備(4)」

【ものづくり補助金】添付資料

申請にあたり、添付する資料は次の通りです。

- ① 事業計画書
 - ② 賃金引上げ計画の表明書
 - ③ 決算書等
- ※この他、審査における加点を希望する場合に必要な追加書類があります

※応募の類型によって添付する資料が異なります。詳しくは公募要領をご覧ください。

➡ https://portal.monodukuri-hojo.jp/common/bunsho/ippan/9th/reiwakoubo_20211111.pdf

【ものづくり補助金】事業計画の審査項目

前頁の添付資料でお示した「事業計画書」については、公募要領の中の「審査項目」をよく読んで作成することが必要です。具体的な審査項目は次の1)～5)の審査項目で点数化されます（内容は簡略して記載）。

1) 補助対象事業としての適格性

・補助対象事業の要件を満たすか

・補助事業終了後3～5年計画で「付加価値額」年率平均3.0%以上の増加等を達成する取組みであるか

2) 技術面

① 新製品・新サービスの革新的な開発となっているか（人材、事務処理能力、財務状況等）

② 試作品・サービスモデル等の開発における課題の明確化、補助事業の目標達成度の考え方の明確化

③ 課題の解決方法が明確かつ妥当であり、優位性が見込まれるか

④ 補助事業実施のための技術的能力が備わっているか

3) 事業化面

① 補助事業を適切に遂行できると期待できる社内外の体制や最近の財務状況

② 事業化に向けた市場ニーズの考慮、補助事業の成果の事業化が寄与するユーザー、マーケットおよび市場規模が明確か

③ 補助事業の成果が价格的・性能的に優位性や収益性を有し、かつ、事業化に至るまでの妥当な遂行方法およびスケジュール

④ 補助事業として費用対効果が高いか

4) 政策点

① 地域の特性を活かした高付加価値の創出、地域の事業者等や雇用に対する経済的波及効果により地域の経済成長を牽引する事業となることへの期待

② ニッチ分野において差別化を行い、グローバル市場でもトップの地位を築く潜在性

③ 単独では解決が難しい課題について複数の事業者の連携による、高い生産性向上の期待

④ 先端的なデジタル技術の活用等を通じた、我が国のイノベーションを牽引し得るか

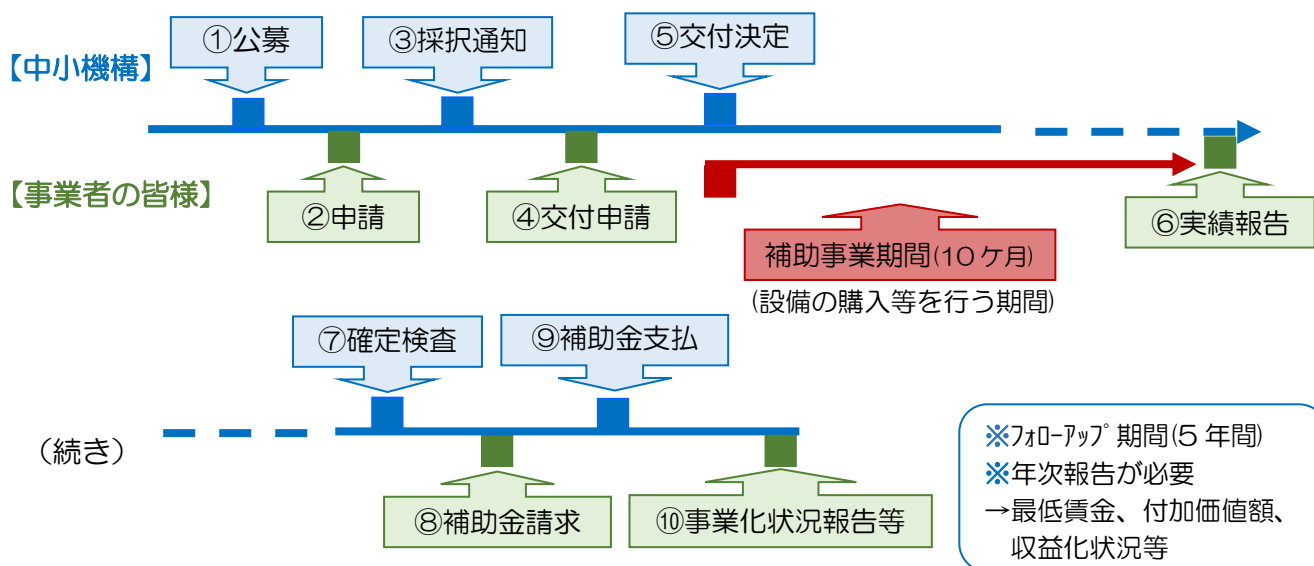
⑤ ウィズコロナ・ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を実現させるために有効な投資内容となっているか（低感染リスク型ビジネス枠のみ）

5) 加点項目

成長性加点、政策加点、災害等加点、賃上げ加点等

【ものづくり補助金】事業のスキーム

補助事業のスキームについて図示いたします。補助事業の着手（購入契約の締結等）は、原則として交付決定後となります。



(参考) ものづくり補助金に関するWEBサイトについて

小稿では紙面に限りがあるため、全体を概括するにとどめています。そこで実際に申請を検討される皆様におかれましては、ここで触れることのできなかった用語の確認などをはじめ、詳細について次のWEBサイトで是非ともご確認をお願いいたします（小稿も、これらのWEBサイトを参照して作成しました）。ポストコロナの時代を、各事業者の皆様が切り拓き、ますます発展されますことを、心よりお祈り申し上げます。

■中小機構 ものづくり補助金総合サイト

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/about.html>

■デジタル庁 gBizID (GビズIDプライムアカウントの取得)

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

《執筆者紹介》

石原 静 (いしはら しずか)

平成7年12月 行政書士登録

令和元年7月～ 日本行政書士会連合会 国際・企業経營業務部 企業支援部門部員

令和3年5月～ 東京都行政書士会 副会長

ホームページ：<https://www.gyosei.or.jp/>

行政書士会員検索：<https://www.gyosei.or.jp/members-search/>